第六条第七号の表に次のように加える。

十　ハンガリー協定	一　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号 二　当該申請に係る被保険者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨 三　当該申請に係る被保険者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

第七条第七号の表に次のように加える。

七　ハンガリー協定	一　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号 二　当該申請に係る被保険者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨 三　当該申請に係る被保険者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

第十五条第二項第四号の表の三の項第一欄中「オーストラリア協定」を「社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　令第百一条の三の規定により国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）第七条及び第八条の規定を読み替えて適用する場合における国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号）附則第三条及び第四条の規定の適用については、同令附則第三条第二項第三号中「施行日」とあるのは「社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この号において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この号において同じ。）に係る社会保障協定の効力発生の日。次条第三項第七号ロにおいて「発効日」という。）」と、「平成二十二年改正法の施行日」とあるのは「発効日」とする。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条中「及び附則第三条の規定」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員倫理法に基づき、人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十二月十三日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則二二―〇―四

人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を次のように改正する。

第四号中「経済財政諮問会議」の下に「、国家戦略特別区域諮問会議」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。